

慶弔給付金

加入者が結婚された際や加入者に子どもが産まれた際は、お祝金等を支給します。



結婚祝金…**20,000**円

※加入者1人につき、その結婚の都度



出産祝金…**10,000**円

※加入者1人につき、その子ども1人の出生に対して



弔慰金…**20,000**円

※加入者本人、またその配偶者の死亡の場合

傷病・災害見舞金

加入者が傷病により1ヶ月以上入院された際や、加入者の住宅が火災や地震等により半焼、半壊以上した際は、見舞金を支給します。



傷病見舞金 **10,000**円

※同一の傷病により継続して1ヶ月以上入院の場合



災害見舞金 **20,000**円

※災害等により加入者が住む住宅が半焼、半壊以上の場合

一般・住宅資金貸付

加入期間1年以上の加入者は、必要資金の貸付を受けることができます。



一般資金

※車・物品の購入、教育費、旅行費等

利率 年**3.5**%

●貸付限度額…**200万円**
(退職手当給付金額の80%まで)

●償還期間…**10年以内**



住宅資金

※住宅の新築、増改築、宅地購入等

利率 年**3.5**%

●貸付限度額…**500万円**
(退職手当給付金額の80%まで)

●償還期間…**15年以内**

資産の運用について

- 社会福祉事業施設団体職員共済事業規程により、5年ごとに財政状況等の検証(数理計算)を実施しています。
- 共済事業資産運用基本方針に基づき資産を運用しており、平成21年4月から資産の運用・管理を信託銀行へ委託しています。
- 運用受託機関の評価を5年ごとに行っています。
- 契約者へは、毎月、資産の運用状況報告を行っています。

お問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL.024-523-1251 FAX.024-523-4477

※共済事業の制度の詳細や各種手続きなどは、福島県社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。
福島県社会福祉協議会ホームページ <http://www.fukushimakenshakyō.or.jp/>

社会福祉事業施設団体職員 共済事業のご案内

福祉施設や団体などで働く方への退職手当金の給付をはじめとした
会員相互の共済制度の内容をご案内いたします。

退職手当
給付金

見舞金給付

一般・住宅
資金貸付

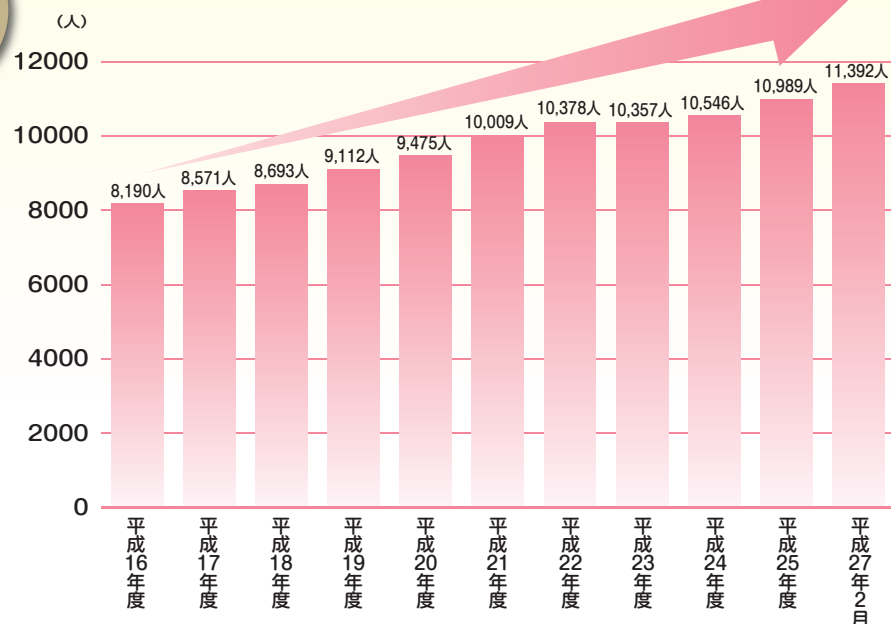
慶弔給付金



社会福祉事業施設団体職員共済事業とは

福島県社会福祉事業施設団体職員共済事業は、民間社会福祉施設及び社会福祉を目的とする事業を営む団体職員の処遇向上と福利増進を図ることを目的として、昭和32年9月に発足しました。
平成27年2月現在、契約法人・団体は、259ヶ所、加入者は11,392人となっています。

加入者数の推移



加入要件

契約者

福島県社会福祉協議会の一般会員である施設運営法人・団体

加入者

契約対象施設運営法人・団体に勤務する有給専従者
(常勤・非常勤は問いません)

掛 金

- 掛金額は、俸給月額(加入時に提出)により決定され、契約者と加入者の両者が毎月折半で負担します。
※俸給月額とは、各加入者に支払われる基本給の金額とし、各種手当とは含みません。

俸給月額

× $\frac{54}{1000}$

(

※契約者 $\frac{27}{1000}$

※加入者 $\frac{27}{1000}$)

※1 $\frac{54}{1000}$ で算出した掛金に1円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入します。

※2 掛金について、契約者と加入者でそれぞれ $\frac{27}{1000}$ を負担する場合、1円の端数が生じた時は、その金額を契約者が負担します。

- 年に1回(8月)、俸給月額の改定(毎月の掛金額の変更)があります。

退職手当給付金の計算方法

A

平成18年3月31日時点での
確定給付額

平成18年3月31日時点における加入者について、旧計算方法により平成18年3月31日で退会したと仮定した場合の確定給付額です。
なお、確定給付額の計算方法は次のとおりです。

確定給付額の計算方法

平成17年4月～平成18年3月までの12ヶ月の平均俸給月額

×

支給率

平成18年3月までの加入期間

● 1年以上2年未満	$\frac{35}{1000}$
● 2年以上5年未満	$\frac{50}{1000}$
● 5年以上10年未満	$\frac{55}{1000}$
● 10年以上20年未満	$\frac{65}{1000}$
● 20年以上	$\frac{70}{1000}$

×

平成18年3月までの加入月数

B

平成18年4月1日以降の
加入者掛金と
利息(年利2%)との合計額 × 加入期間による
割増率

当該年度の本人の掛金額には年利1%を、前年度期末元利合計額には2%を付利します。ただし、加入・退会月により利率が変わります。(下記表を参照)
さらに、加入者の通算加入期間(掛金納付免除期間を含む)により割増率を掛けます。
なお、割増率については次のとおりです。

加入期間による割増率

1年以上	1.0倍	3年以上	1.2倍	4年以上	1.4倍
5年以上	1.6倍	6年以上	1.8倍	7年以上	2.0倍

加入時付利率表

加入月	乗 数
	年間本人掛金に乘じる率
4月	1.01000
5月	1.00917
6月	1.00833
7月	1.00750
8月	1.00667
9月	1.00583
10月	1.00500
11月	1.00417
12月	1.00333
1月	1.00250
2月	1.00167
3月	1.00083

退会時付利率表

退会月	乗数①	乗数②
	前年度の期末元利合計額に乘じる率	年間本人掛金に乘じる率
4月	1.00167	1.00083
5月	1.00333	1.00167
6月	1.00500	1.00250
7月	1.00667	1.00333
8月	1.00833	1.00417
9月	1.01000	1.00500
10月	1.01167	1.00583
11月	1.01333	1.00667
12月	1.01500	1.00750
1月	1.01667	1.00833
2月	1.01833	1.00917
3月	1.02000	1.01000

このように算出されたAとBを合計した額を、退職手当給付金として支給いたします。
加入期間が1年未満の方については、加入者の掛金額分を支給します。

具体例

加入 平成23年6月1日 退会 平成26年10月31日 加入期間 3年5ヶ月(41ヶ月)

(単位:円)					
	A	23年度	24年度	25年度	26年度
俸給月額		250,000	260,000	270,000	280,000
年間本人掛金...①		67,500	84,240	87,480	52,920
前年度付利率...② (前年度③×2%)		0	69,423	157,595	248,819
期末元利合計額...③ (①×1%+②)		68,062	154,505	245,949	302,047

※平成18年3月31日までの加入期間 0年(0月)
※平成18年4月1日から退会までの加入期間 3年5ヶ月(41ヶ月)

年間本人掛金 (280,000円×27/1000)×7月

前年度付利率 前年度期末元利合計額③×利息分(1.01167) 245,949円×1.01167

期末元利合計額 年間本人掛金①×利息分(1.00583)+② 52,920円×1.00583+248,819円
(※端数は切捨てます。)

A

平成18年3月31日
時点での確定給付額
0円

B

平成18年4月1日から退会までの元利合計額
302,047円 × 加入期間による割増率 1.2
平成18年4月1日から退会までの
給付額(新制度分) 362,456円

A+B

退職手当給付金額
362,456円

(注1) 俸給月額の決定は8月ですが、ここでは計算を容易にするため、仮に4月を俸給月額決定月とし、本人掛金を算出しています。
(注2) 加入・退会月ごとの利率は左の「加入時付利率表」「退会時付利率表」を参照してください。